

# 厚生委員會議録第二十三号

昭和二十八年七月二十二日(水曜日)

午後三時十七分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君

理事長谷川 保君 理事中川 俊思君

越智 茂君 田中 元君

寺島隆太郎君 降旗 徳弥君

中野 四郎君 山下 春江君

秋元たけ子君 堤 ツルヨ君

亘 四郎君 有田 八郎君

出席政府委員

外務省参事官 広瀬 節男君

(大民官)房審 安田 巖君

議室付) 厚生事務官 久下 勝次君

(社会局長) 厚生事務官 田辺 繁雄君

(保険局長) 厚生事務官(引揚) 田辺 繁雄君

委員外の出席者

厚生事務官(社 熊崎 正夫君

会局庶務課長) 川井 草知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

専門員 山本 正世君

七月二十一日

委員堀ツルヨ君辞任につき、その補

欠として西村榮一君が議長の名で

委員に選任された。

同日二十二日

委員西村榮一君辞任につき、その補

欠として堀ツルヨ君が議長の名で

委員に選任された。

七月二十一日

国立ら医療所職員の増員並びに待

遇改善に関する請願(山花秀雄君紹

介)(第四八二五号)

福島県の簡易水道敷設費国庫補助増

額に関する請願(助川良平君外四名

紹介)(第四八二六号)

未復業者給与法による入院患者に生

活費支給に関する請願(加藤清二君

紹介)(第四八二七号)

戦傷病者の終身医療保障に関する請

願(三鍋義三君紹介)(第四八三〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同

健康保険による傷病手当金支給を三

年に延長の陳情書(長野県上伊那郡

赤穂町昭和病院患者会下平柳吉外七

十四名)(第一〇五六号)

長期入院患者の生活扶助費引上げに

関する陳情書(長野県上伊那郡赤穂

町昭和病院患者会下平柳吉外七十六

名)(第一〇五七号)

らい予防法案に関する陳情書(鹿児島

県鹿屋市星塚町国立療養所星塚療

養園入園者三谷安忠外三名)(第一〇

五八号)

社会福祉事業金融公庫法制定に関す

る陳情書(岡山県津山市二宮百二十

八番地養護施設わかば園長松田坊)

(第一〇九一号)

国民健康保険医療給付費に対する二

割以上国庫負担実施に関する陳情書

(神奈川県庁内神奈川県国民健康保

険団体連合会理事長鈴木十郎)(第一

〇九二号)

健康保険の標準報酬改正等に関する

陳情書(東京都健康保険組合理事長

掛飛寛朝外五名)(第一〇九三号)

歯科医師の死亡診断書交付に関する

陳情書(東京都千代田区神田小川町

一丁目三番地日本歯科医師会長入交

直重)(第一一四三三号)

社会福祉事業金融公庫法制定に関す

る陳情書(岡山市門田六百八十三番

地新天地方院院長池田愛)(第一一四

四号)

らい予防法案に関する陳情書(熊本

県菊池郡西合志村国立療養所再春荘

新生会会長田中佐熊)(第一一四五号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一一

八号)

未帰還者留守家族援護法案(内閣提

出第一一九号)

財団法人日本遺族会に対する国有財

産の無償貸付に関する法律案(内閣

提出第一四四号)

〇小島委員長 これより会議を開きま

す。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法

の一部を改正する法律案及び未帰還者

留守家族等援護法案の両法案を一括し

て議題とし、前会に引続き質疑を続行

いたします。有田八郎君。

〇有田(八)委員 援護法案の第十一条

についての質問であります。ここに留

守家族に対する手当は、未帰還者が帰

還したと同時になくなるといふことに

なっております。しかしこれ

は未帰還者が帰ると同時に留守家族の

手当もなくなり、また自分の就職も必

ずしも確定していないといふふうな場

合には、非常に生活の困難を来すので

ありますが、これは未帰還者が帰還し

た後ある期間、未帰還者留守家族に対

あります。しかし内地に留守家族を持

つておられ、帰つたあとにだちにその

家族を扶養することができるといふこ

ともありませんので、そういう仕訳

をするということになりますと、やは

りお困りになる方は一般の原則に立ち

返つて措置するのが筋ではなからう

か、一応こういふふうを考えておりま

す。

〇有田(八)委員 未帰還者が帰つた場

合には、帰還手当といふのを、おとなに

ついては一万円、子供については五千

円といふことになっておるようであり

ます。これは法律の規定によるのでな

く、行政措置によつておるのであり

ますが、この一万円、五千元という帰

還手当の中には、帰る早々職業もなく

て困るだらうといふふうな意味も含ま

れておりますか。

〇田辺政府委員 帰還手当の性質、根

拠についてのお尋ねかと思つてあり

ますが、実は帰還手当という制度を設

けましたのは、長い間海外にあつて、

抑留ないしは自己の意思によらずして

帰ることができなかったという事態に

対する、国の一つの見舞金と申します

か、多少ながらも困としての気持を現

わした制度であるわけでありませう。か

たがたお帰りになつた方々には、帰つた

当座は何かとお金がかかるのでござい

ます。それから、そういつた意味合ひも含

めまして、帰還手当といふのを差上げ

ておるのでございまして、これは一律

平等に支給されるという点から見ます

れば、建前はやはり見舞金的な性質を

持っております。

〇有田(八)委員 未帰還者が帰つた場

合には、帰還手当といふのを、おとなに

ついては一万円、子供については五千

円といふことになっておるようであり

ますが、これは法律の規定によるのでな

く、行政措置によつておるのであり

ますが、この一万円、五千元という帰

還手当の中には、帰る早々職業もなく

て困るだらうといふふうな意味も含ま

多分に持つているものであろう。かたがたお帰りになつた当座のお小づかいなしその他いろいろの諸経費に当てていただく、こういう意味でございませう。

○有田(八)委員 私のお尋ねしましたのは、いろいろの意味もある中に、帰る早々就職もできないでおる場合もあるし、困難であろうからというふうな意味が加わつておりますかどうかということでございます。

○田辺政府委員 それもちろんこの中には、その一部としてそういうことも考慮されておるわけであります。

○有田(八)委員 もしこの帰還者の手当には、そういう意味が幾分なりとも加わつておりますならば、その意味をもう少し拡張して、金額を一万円以上に増額するというふうな行政措置はとられないものでありましようか。実はこのことは、今回中共から引揚げて来ました方たちにおいて非常に強く叫ばれておることは、この前ちよつとお話申し上げたと思ひますが、なるほど中共から引揚げた引揚者のうちには、ずいぶん常軌を逸した行動に出ておる者があるものであります。私どももいたしまして、それらの点については非常に遺憾に思つておるのであります。御承知の通り、あれは大部分の引揚者が心からああいうことをやつておるのではなくて、ごくわずかな者の扇動等によつてああいうふうなことをやらなければならぬ状況に追い詰められておるからであることは、十分御承知の通りであると思つております。しかし、そういうふうな引揚者の大部分というものは、帰つてすぐ職があるわけでもなし、また留守家族手当というものも

なくなるとすると、どういふふうに生活してよしかつという生活の不安に對して、恐れおののいておる者が非常に多いのであります。もちろん帰還者の話、あるいは舞鶴の引揚援護局の人たちの話によりまして、今お話のようにな、百万も百五十万もの金を持つて来てる方もあるようであります。しかしこれはきわめて例外的であると思つております。全部の人がまちまちで、相当多数の者はやはりあまり金などは持つて来ておらない。かりに金を持つて来たといつたとしても、今日のような物価高の際におきましては、日本へ帰つて間もなくなくなつてしまふというふうな状況にあると思はれるのであります。そういう点を考えることは必要でありますし、もう一つは、今日の社会状態、共産主義等が日本の社会へややともすれば根をおろそうとしておる今日の状況でありまして、中共のやり方と日本のやり方と比べてみますと、日本のやり方は非常にましとわれ／＼は感ずる。なぜかと申しますと、中共に抑留されておつた同胞は、向うにおります間はずいぶん搾取をされ、ほとんどこれというふうな報酬なしに、無理に働かされておつた者が非常に多いと思つております。ところがそれらの者が帰るに際しまして、あまり中共を恨んでいない。なぜそうかというところ、いよ／＼帰るとききまつてからのわずかばかりの間に、相当なことをしておる。生活についてもまたせんべつのようなものをくれるにしても、これはちよつとしたことであります。これが、日本人の感情に訴えて、中共は非常によくしてくれた、こういうふうな感じを持つておるのであります。とこ

ろがそれらの人が日本へ着くと、なるほど船中等の宣伝もありますけれども、日本に帰つて政府がどういふ扱いをしてくれたかというところ、今の一万円くらいではごくわずかしかもてないといふことで、もう少しやつてくれたらよからうじやないかというふうな感じが非常に多いのであります。それがために、かえつて非常に気まずい思いをするといふことになるのであります。これは共産党対策等からいつても、決していいやり方でないと思つております。何とかこの点について、一万円を三万円にしてこれというふうな要求に對しましては、それらの点をもあわせ考え、ことに今の帰還者手当について、そのうちにはある程度、帰つて早々の生活の不安というものを對して、それを補うような意味も含まれておるというのでありますから、それをもう少し拡張して、増額してやるというところが適切な措置ではないかと私は思うのであります。どうか。

○田辺政府委員 帰還手当の一万円、五千元という金額につきまして、今日われ／＼これをもちつて十分な額である、多額な金であるとは決して思つておりにつきましては、われ／＼としておらずいふん財政当局とも折衝いたしまして、過去の引揚者援護にはなかつた新しいやり方をこの際とつたのでございませう。金額をもつとふやすといふことは、私どもも同じような気持を持つておりますけれども、今日の国家財政の状況から考えまして、一万円、五千元という金額におちつたような状況で

あります。われ／＼は今まで、引揚者は無差別平等の援護の原則とは別に、特別な援護が必要であるという観点から、いろいろ努力して参つたのであります。それが、それにつきましてもやはり限度がございまして、過去の引揚者との均衡であるとか、他の生活困難者との均衡であるとか、さようなことをにらみ合せましてきめて行かなければならぬと思つております。さような点から、いろいろ折衝いたしました結果、今日の財政力とのにらみ合せから、今日の一万円、五千元というものがきまつたようなわけでありませう。お話の通り、帰つた直後の生活の問題につきましては、いろいろ御苦勞もあり、御心配もあらうと思つておりますが、やはり一面生活保護法という大きな一般的な制度があるのでございませう。今日のところそれを漏れなく該當者に対して迅速に適用するということになつて規定されておるわけでありませう。もう一つは、できるだけ早く住宅または就職のごあつせんをして、その面での生活保障を考へる、こういうことが適當なのではないか、一応かやうに考へておるわけでありませう。

○有田(八)委員 十分納得いたしませんけれども、これをもつて私の質問を終ります。

○小島委員長 青柳一郎君

○青柳委員 第十三条に「この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認められる資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない。」こうなつております。そこでこの法律施行後三年を経過した場合に打切られてしまふおそれがあるというので、留守家族は非常に心配しておるようでありませう。三年のうちに政府においては十分調査、研究して、その結果によつて三年後の処分についてもお考えを願うことが必要だらうと存するのであります。この点についていかに考へておるか伺ひたい。

○田辺政府委員 留守家族手当の支給については法第十三条のような制限を設けましたのは、今回の立法におきましては、未帰還者の範囲は相当広汎に相なつております。終戦前後から今日までの間一度でも生存しておつたという資料があるものは、全部未帰還者の範囲に入つております。中には開戦当時生存しておつたというだけでその後何らの消息がなくとも、未帰還者として三年間は手当をやるという對象に取上げておるわけでございます。従いましてかような方々を含めて無期限に手当を支給することはいかがかと存じましてかような制限を設けたわけでございます。三年後にどうなるかという問題でございませうが、われ／＼としては三年間に十分調査、究明を行いたい、機構の整備その他いろいろな態勢を整えて、あらゆる手を講じて未帰還者の状況不明の方の状況を明らかにして行きたい、かように思つておるわけでありませう。今日ソ連、中共の間には通信の方法もあるわけございまして、また今度帰還された方々から相當の資料も獲得できるのではないかと思つております。かような状況でございませうので、われ／＼としては三年間の調査究明の成果をまちませうれば、相當の生存者の資料を獲得することができるとあるうと考へておるわけでありませう。三年たつても消息不明であるというよ

うな、状態が続いておる方々については、われ／＼目下の考えでは一応この制度を打切るといふ建前にする方が妥当ではないか、かように考えておるわけでありませぬ。これは調査究明の成果とも関連する問題でございますので、成果がどの程度あるかということを見定めまして、さらにその後の措置を考えたいと思ひます。

○山下(春)委員 閣下して、ただいま青柳委員の御質問に対する政府の御答弁を承りましたが、政府でも非常にこの調査究明ということに重点を置いていろいろお考えのようでございます。調査究明を、あるいは所期の目的を果し得ないかもしれませんが、政府と議会とが協力してやる意味において、この際政府と議会とが協同で何名かを派遣して、正式に調査究明をする機会をおつくりになる御意思が御座いますか、どうでしょうか。

○田辺政府委員 御質問の御趣旨がよくわかりかねるのでありますが、今日の国際関係からいたしまして、政府の職員がソ連、中共等に行つて状況の調査をするには相当困難ではないか、不可能に近いと想像されるのであります。国会の方はまた別の問題だと思ひますので、できませんならば国会の皆様方のお力によりまして未帰還者の状況が、一日も早く、一人でも多く明らかにされることを望ましいと思つております。

○山下(春)委員 国交を回復しておらない今日、政府が言われることは無理もないと思ひますけれども、特にソ連の場合などは、日本の政府と交渉するということに常に申しております。このことどのくらい確実性があるか

は私はずまびらかではありませんけれども、しかし一応や正式な機関を通じて政府と交渉したいと申しております。そこで政府は、行くのがどうかと思わずに、援護庁あるいは復員局その他の職務はそういうことに当ることでございますから、この際勇気を出して援助する、行つても相手にしてくれないだらうというふうな引込み思案でいふことはとる策ではないと思ひますので、ただちに御答弁を願おうと思ひますが、政府におかれましては国会と協同で、このことをひとつ正しく勇敢に、向うの間に答える意味において、あるいは成果があらぬかもしれませんが、あきらめずとも一応これを勇気を出してやつてみるべきだと私は考えます。われ／＼としてもその性格を十分明らかにしたいと思ひますが、政府としても協同してこれらの究明に当るといふふうにお考え願ひたいと思ひます。

○小島委員長 他に御質問はございせんか。——ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○小島委員長 速記を始めてください。この際昨日の質疑に対する外務省の釈明を求めます。

○広瀬政府委員 昨日の御質問、よく援護庁の方とも相談いたしました結果、この戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の修正の件でございますが、これを上司と相談をいたしまして、省議といたしまして、困窮しておられる被処刑者の遺族の援護は、社会保障的見地から見ましてももつともなごことだと思ひますし、国際関係上

から見ましても支障ないものと認めまして、外務省としては何らこれに異議はございせん。こういうことを省議決定いたしましたことを御報告申し上げます。

○山下(春)委員 まことにありがとうございます。ぜひひとつそうしていただきたいと思ひますが、そうするとこれは政府の方で訂正してお出しただけでしょうか。

○田辺政府委員 ただいまのお話は、私は、国会の方で処刑者の遺族を援護したいという見地から、特別な立法をなさるということに關連して、外務省の立場についてのお尋ねに対してお答えがあつたものと思ひます。

○山下(春)委員 それでは委員会の方で処置することになりましたか。

○田辺政府委員 ちよつと御質問外のことではありますが、御報告申し上げておきます。  
マヌスへの引取りの船舶白竜丸は三時に門司を出帆いたしました。航行上支障なき限り来月八日に横浜帰着の予定であります。

○田辺政府委員 その点白山丸はまだ他のものもいろいろな事情から困難であつたのでございませぬ。しかし、白竜丸も普通は十一ノットであります。が、今回は勉強いたしました十三ノットくらいまで出して早く走つて帰るつもりだと思ひますので、その点、御希望のできるだけ早くという点につきましては、船会社の方でもできるだけ努力をいたしておるものと思ひます。

○小島委員長 他に両法案についての質疑もありませんか。

○小島委員長 他に御質問はございせんか。

○小島委員長 他に御質問はございせんか。

○小島委員長 次に、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に關する法律案を議題とし、質疑を続行いたしたいと存じます。中野四郎君。

○中野委員 まずもつて私は、誤解があるようですから一応申し上げておかなければならぬのですが、聞くところによると、この旧軍人会館をば財団法人日本遺族会に無償貸付をする件について、何か世間で誤解をしておられるよう、私が反対をしておられるかのように感じておられる人がおられるのであります。これは根本的な誤りであつて、遺族会の方々にこれを無償で貸し付けて、そうして全国の戦争犠牲者でいらつしやることへの御遺族の方々の便に供するということには、私は衷心より賛意を表しておるのであります。私の今日まで質問を継続して参りました理由というものは、今日政府で出しましたこの法律案の内容を見ますと、これをもつて全国の戦争犠牲者であるところの御遺族の方々に御満足をしていただくというには、その過程において將來ちよつと難儀な面が出て来るおそれがあるということが第一点であります。さらに、この軍人会館を利用した場合の事業計画というものが明らかにこの委員会に示されておられないので、日本遺族会が今後これを運営するにあつては、社会事業的な性格を多分に帯びたものでありますから、

○小島委員長 他に御質問はございせんか。

○小島委員長 他に御質問はございせんか。

もし万一欠損等が出た場合において、この万全を期する上において政府はいかなる補償をする用意があるかということ等を今日まで尋ねておつたのでありまして、いたずらに遷延させたり反対せんとするものではないことだけは明らかにしておきたいと思うのであります。

さらに私はここで政府に伺いたいのですが、先日の局長の答弁によりますと、この法律案は、旧軍人軍属で公務によつて死亡した者の遺族の方々だけの福祉をはかるのではないと説明をしておられますが、これは法律案の中にちやんと明記してあるものでありまして、もし方が一、公務で死亡した者の遺族のみに供するといふのならば、戦争の犠牲者として、恩給法あるいは援護法に抵触せざることを御遺族が全国に多数あることを忘れてはならないか。もし方が一、将来この法律をたてにとつて、そういう人はここに入れないのだということになつたら、一世の中がだん／＼おちつくに従つて、そういう誤まつた感覚を持つような者があつてはならないので、立法計画をするにあつては当然万全を期さなければならぬのであります。いわんや、このような、旧軍人軍属で公務によつて死亡した者の遺族だけだということに法律に明記することは、決して妥当な方法でないと思ふのですが、政府側は先日ここでそうではないと言つて、説明に対しての訂正を明らかに明記してあるのは、さらに法文中に明記してあるのは、どうやむやのままで今日に至つておるのですが、その点について政府の明確な

答弁をもう一ぺん求めたいと存するのではありません。

○安田政府委員 前回遺族の範囲について御質問がありまして、私が間違つて答弁いたしましたので、まことに申し訳なく恐縮いたしておる次第であります。そのとき申し上げました趣旨も、遺族といふものをどの範囲にするかということ、法律で間違いなく表現するということ、恩給法でも、あるいは軍人遺族の援護法でも問題になつておられますように、たいへんむずかしいことでございます。この軍人会館の元の性質あるいはまた現在の遺族の方々の状況から考えまして、こういう表現にすることが一番当を得たものではないかという考え方をさせていただきます。しかしながら、現在すでに援護法等で問題になつておりました、遺族の中に入るとか、あるいは入れた方がいいというような問題がございますから、そういう問題については、私は必ずしも字句にとらわれないで、そのところは、この条文から常識的に解釈いたしましたし、救われるものがあるのではないかと、意味に考えておると、実は申し上げたいのでございます。

○中野委員 どういうふうに関連しておつたか知りませんが、どうもお役所の立法計画というものは、形は伊勢えびのようにしかつめらしいのですが、内容においてはまことにたよりない点が多々あるのです。従つて旧在郷軍人会から、われ／＼が出資したもので、われ／＼がつくつたものだから、われ／＼に返してくれるのがあたりまえではないかというふうな陳情を、人情として受けることはよろしい。しかし立法計画をするにあつて

は、明らかにこれは接収されたものであつて、しかも解散団体として固有財産に帰しておるものであるから、これが処分にあたつては、当然ポツダム宣言受諾の条約と、その後における平和条約に連なる行政協定の範囲内においてやるのであつて、あなた方がこういうものを自分のものだと主張する権限はないのだということも明らかにして、この人々に対する納得を得させるような行動に出ればよかつたのですけれども、私はどうもこの点に釈然としないものがあつたのではないかと、このことを心配しておるのです。しかしながら、それはそれといたしまして、この字句の中にこういうような言葉があつて、あえてこれを取上げて言うのではありませんけれども、もし局長が説明をされたように、広い意味において御遺族の方々の便に供したいというならば、これを修正するとか、ないしはこれに対する附帯条件をつけるということは、当委員会の責任でありまして、からやりますけれども、これは当然考へなければいかぬと思うのです。今度の恩給法改正なんかを見ますと、私らがまことに残念だと思ふことは、今後日本においても、MSAの援助を受けるとか何とかいうことが、国会において問題になるでありましょう。かりにこれを受けたとすれば、当然起り得るものは、日本の自衛力の拡大強化であります。こういう過程に入りまして、いくら鉄砲や軍艦、飛行機を借りても、これを操作する人間がなければだめです。人間は、なるほど世界で五番目というほど人口が豊富でありますけれども、この人々が、ほんとうに国に対する情熱を持っていないければ

だめなんです。この情熱を沸かせる、いわゆる救国の情熱とか、祖国再建の情熱というものは、どこにおいて沸くかといえば、少くとも国家民族のためには、その区別をつけずに、国家民族の責任において、万般にわたつてこの人のめんどうを見て上げるといふような態度に出るのがあたりまえだ。便法論かどうか知りませんが、ややもすると役人は、お前はマリアアで死んだから、お前は公務死であると言つて、その方に対しては弔慰金を支払ひ、恩給の対象にもなる。しかしながら、胃がんで死んだ者は、残念ながらその対象にはならない。弔慰金も行かない。肺病で死んだ者しかり。精神病においては非常に困苦しておる人々、あるいは死んだ人々に対して、そういうような対象にならない。そこに田辺次長もおいでになるが、全国において、恩給法とか援護法という方面に実際にかられない御遺族も相当あることを考へなければならぬ。こういう人々を考へなければならぬ。こういう人々の便に供してこそ、私は日本遺族会がこの軍人会館を無償で借り受けて、これを完全に運営し、その目的を達成することができると思ふのであります。

従つて、今の説明で大体わかつては参りましたけれども、いづれにしましても、法文の上でこういうことをはつきりとしておくとおつて、将来に於いて不便を感ずると思ふますが、これを訂正する意思があるかどうか、これを承りたいと思ふます。

○安田政府委員 先ほど申し上げましたように、一応はここに書いてありますように、「もとの軍人軍属で公務によつて死亡した者の遺族」というふうな

私どもは解釈するわけであります。しかし軍人会館の利用にいたしましたも、たとえ宿泊もありませんし、その他いろいろの利用方法がございまして、そのほか、この利用方法がございまして、そういう点で一番問題になりまはすのは、これから出ました収益を、たとえは育英資金に使うというふうな場合に、それが遺族かどうかという点が問題になるのではないか。その他宿泊等につきましては、私はそう権利義務でやかましい問題が起るようなことはまずなからうと思ひます。そういう意味もありまして、実は遺族会につきまして、そうやかましいことを申し上げなかつたのでありますけれども、大体この条文を基礎にいたしました、それに適当な判断を加えて行くというふうなやり方が、種々なじやないかと思ふのであります。今のところ、これを改めまして、他に適当な表現を探すといふことは、少しむずかしいのではないかと、こういうふうな気がいたしております。

○中野委員 現段階においては、そういうことも言えるのです。しかしながら、こういうふうな急激に世の中がかわつて来るのです。終戦当時の国内情勢と、三年、五年、八年を経た今日とは、相当人の気持もかわつて参りました。これから先、三年、五年、十年たつて行く段階におきまして、この法文がいろいろな形において、将来相當弊害をなすおそれがあると思ひます。これは申し上げたのであります。これは小くとも御一考あつてしかるべきものであり、これに対しては広い意味の名前をつけなければいけません。いわゆる御遺族なら御遺族という方々に対して、これを開放するのだということが

私どもは解釈するわけであります。しかし軍人会館の利用にいたしましたも、たとえ宿泊もありませんし、その他いろいろの利用方法がございまして、そのほか、この利用方法がございまして、そういう点で一番問題になりまはすのは、これから出ました収益を、たとえは育英資金に使うというふうな場合に、それが遺族かどうかという点が問題になるのではないか。その他宿泊等につきましては、私はそう権利義務でやかましい問題が起るようなことはまずなからうと思ひます。そういう意味もありまして、実は遺族会につきまして、そうやかましいことを申し上げなかつたのでありますけれども、大体この条文を基礎にいたしました、それに適当な判断を加えて行くというふうなやり方が、種々なじやないかと思ふのであります。今のところ、これを改めまして、他に適当な表現を探すといふことは、少しむずかしいのではないかと、こういうふうな気がいたしております。

明らかになればよいのですが、よいなこと、ここに公務死というふうな文字が使つてあるところが、私は不適當であると思うのであります。

それからさらに伺いたいのですが、先日この事業計画をいただきましたが、その内容を拝見いたしました。ところがこの事業計画の内容を見ますと、どうも宿泊行為が相当多いようです。私は先日申し上げたように、一体御遺族の方々に貸して上げるのは、営利を目的においては、社会事業的な性格を多分に持つたものだと思う。これが運営にあつて、もし損失等が起つた場合には、これをどういふふうな補償するか、あるいはこれが運営に對しては、いかなる監督をするか、これはちよつと問題なんです。これはあなたを目のかたきにするではありませんけれども、こういう漫然たる法律案を、漫然たるままに通して——名分はあくまでも御遺族の方々にありますから、われわれはおよそ一点も反対の余地はありませんので、むしろ心から賛意を表するものではありませんが、この御遺族の方々に貸して上げるという名目の中に、ややもすれば役人が食い込むおそれがあるのです。たとえて言えば、軍人会館の開放にあつては、そのうちの三分の一、四分の一を厚生省で分室として使うとか、何かの名目で使うというおそれは、多々ある。厚生省にはないけれども、役所には、固有財産法に對して、たくさんそういう例があるのです。たとい名目はつばな遺族会の名目で、表看板は上つておつても、内容に至つては、この遺族会の方が、最初は欣喜雀躍して大いに喜ば

れるけれども、將來は非常にきゆうくつな思いをして、何か恩を売られて、實際上の實をとれないというふうな傾向が生れるおそれが多分にあると思う。私はこの事業計画を見ただけで、内容を全部そろばんを立てて検討しておりませんが、どうもこのままでは不安を覚えるのです。もしこれが赤字が出た場合には、遺族会においてはどうかいふふうなこれを経営して行こうとしておられるのか。たとえて言えば、全度の御遺族の方々にふれを出して、今度あなたの方の会館ができたから、あなたの方の中から一族あるいは一人について、十円ずつの贖金をしてくださいますと、特別寄付によつてこれらのものを集める、そしてそういう赤字の場合の補填にするとか、あるいは何らかの方法が公にされておればよろしいが、そのようなことはここにうたつてありません。特別寄付を求めるといふことはあります。その内容はよくわかつておりません。従つて、こういう社会事業的な性格を帯びた事業に對して、これは営利事業ではありませんから、赤字の出るは当然であります。その場合においては、せつかくの親心でこれを無償貸付をした、しかるにこの赤字を補填するために、ホールをばストリップに使うとか、あるいは何かほかのものに使うとか、これに對して厚生省はどういうふうな監督の監督あるいは指導をして行くか、この点について説明を願いたい。

○安田政府委員 旧軍人会館を遺族会に無償貸付したあかつきに、遺族会がこれを運営して行くといふことは、中野委員のおつしやつたようになか／＼むずかしいことではございまして、先のことをご自分でございまして、私のことではつきり申し上げるのも私ども自信がございませぬ。しかし一応ここに書いてありますところの収支の予算書というものは、大体このやり方のものならば、私どもはこれはやつて行けるのじやないかというふうな見積り書でございまして、取入等も控へ目に見てあるわけでありまして、そこで今のお話の中で、遺族以外の人に貸すのかという点も多少含まれているかと思つて、たとへばホールや集会所に利用する場合、これは現在東京都内の便所のいいところで有名な講堂だとか集会所は、一年前あたりから申し込んで、日にちによりましてもうないといふような状況でございまして、もちろんこれは遺族の方に優先的に貸すわけにございまして、遺族の方が三百六十五日お使いになるわけではございませぬので、そういうふうな場合に貸しホールというところで収益を上げ、もちろんストリップに貸すつもりはございませぬけれども、音楽会でございまして、かようなふうな場合、あるわけではございまして、そういう収入は相当確実なものだと私どもも思つて、入るわけでありまして、それから宿泊施設も、これはもちろん遺族の方に優先的に貸したいと思つて、けれども、しかし遺族の方が御希望がない時期に、これはあけておくのばからしいことではありますから、そういう場合に私は員外利用があつてもいいのじやないか。それは多少高くしてお貸しすることによつて、そういうものの収益をここに書いてある事業に充てて行く、あるいは有英資金に充てて行くといふ考え方をこの予算書とつておられるわけ

あります。もちろん先のことではございませぬ、なかく／＼そういうことはむずかしい仕事でございまして、先生の御心配のようないことも一理あると思つても、大体私どもはそういうつもりです。それから厚生省が何か分室に使うのじやないかという話は、私も実は全然考へてなかつたので、そういう使用方もあるのかということを知つた次第であります。そういうつもりはございませぬ。

○中野委員 どうも朝から行政監察委員会で昼飯を食うひまもなくやつて来て、少しお尋ねの点が逸脱しているおそれがあつたかもしれませんが、局長の説明を聞いてみると、経営の主体がだん／＼わからなくなつて来る。財団法人日本遺族会に貸すのでしよう。そして遺族会は全国の御遺族の便に供しようというのでしよう。ただ私の心配しているのは、この経営上社会事業的な性格を帯びているから、赤字等が出る場合をおそれているのですが、それに対しては、一般のホテル等を経営してこれを埋めて行くといふような今のお言葉でありましたが、そうなりますと、一体ホテル経営の主体はだれになるのですか。

○安田政府委員 これは遺族会が使用したものでございまして、遺族会以外のものに使用させるというところは、厚生大臣の認可があるわけではございませぬ。そこでたとえば今のホールの問題でも、もちろんこの仕事は遺族会がやることになるのであります。また遺族の便宜を考へるべきであります。また遺族も、先ほど申しましたように、遺族ばかり毎日会合しているわけにも参りませぬから、そういう場合にやはり貸し

○中野委員 おそらく日本遺族会に貸しては、そういうことではないと思つても、万々が一赤字補填のために、あるいはその経営をゆたかならしめるために事業を計画して、ひとり貸しホテルばかりでなくいろいろなことをやるおそれが多分にあるのです。こういう固有財産を無償で貸し付けるといふような場合においては、苦勞してとつたものではありますから、従つて楽な気持ちで処理する傾向があるので、こういう場合の監督については、むしろ厚生省が当るのでしようが、その厚生省だつて、まるつきり信用せぬわけではありますけれども、まる／＼信用するわけには参らぬ面が多分にある。従つてそういう場合においては、何か別の監督機関たとえば連反といふような不届きな場面があつたとき等においては、何か適当な処理をする、あるいは監督をする、処罰をする、言葉を加えるといふようなことを考へて、なつていらつしやるかどうか、これを伺いたいのです。

○安田政府委員 たいまのところ

は、私どものところで監督いたしますし、同時にまた法務省とか大蔵省とも十分連絡の上で、そういう使用方法につきましては監督して参りたいと思っております。

○中野委員 この軍人会館の宿泊のできる部屋数は、この事業計画によつて見ますと、全国から今日宮城清掃においでになる方々とか、あるいは常時靖国神社に御参拝になる御遺族とか、あるいはこの人々の便宜に供するといふのですから、商用で参る方でもとまれるわけでありませう。こういうような人をもつて部屋にあてがつてもなお私は余りある人数になると思つて、たとえは御遺族の来ぬときに一般の客をとめるとおつしやつた。高くしてとめるとおつしやるけれども、私らが数字的に見ますと、おそらくそういうような全国の御遺族が上京して宿泊されたりあるいは利用されるのをもつていふばいだと思つて、そこで心配が起るのです。この施設は遺族の便に供されるために無償で貸し付けられておるのでありますから、非常に低廉な価格によつておとまりを願うわけでありませう。あるいは御利用願うわけでありませう。そうするとどうしても赤字が出ざるを得ない。従つてどうも両々相まさない。片一方の遺族の人を断つて、片一方の値のいい方を抜つて、赤字の方に埋めるといふことがないとは必ずしも言えない。ほんとうに遺族の方の便に供するといふような親切な気持ちであなたの方でおやりになるなら、そういう社会事業的な性格を持つた事業なんです。赤字が出たときには、政府は十二分に補填して余りあるところの補填

をすることを申し上げたのであります。それから補償をしたらどうかということをごいませうけれども、これもたいへんけつこうな案と思ひますけれども、今のところではそこまで私どもも考へていない次第でございます。

○中野委員 この計画書を見ますといふいろいろの附屬物が一ぱいなんです。床屋さんあり、洗面室あり、それから職員宿舎ありといふようなわけで、めっちゃくちゃにその方が多くて、實際上とまらぬ部屋はきわめて数少ないのです。あなたの方は現実に入つて見たことがないとおつしやるが、このリストを見ますと、實際上利用するといふのはきわめて少ないものなんです。このくらのものは一体春秋二季の御上京になつた遺族の方々にとつてはとも問題になりませぬ。現在かつての国防館を御遺族の方々の宿泊に當てておられますけれども、しかしながら、少くとも全国の御遺族の方々のために無償でこのやうな膨大な国有財産を貸し付けられるからには、その方に主眼を置かなければならぬにもかかわらず、この出された事業計画を見ますと、とまる部屋はきわめて少ないのです。一体これで行けるのですかどうですか。こればかりの宿泊所では、よほどたくさん費用をもらわなければ経営困難なところか、あるいは貸室を主としておられるのか、この点が知つておきたいと思つたのです。

○安田政府委員 私どものここへ出ております計画書というのは、安い料金でとめた場合にバランスがとれるような案が出ておるのでありますけれども、遺族の方が出られて何人くらいかあそこにおとまりになるかといふやうな数字はもちろんつかめませぬ。春秋二季の靖国神社の大祭とかいふときはもちろんあれは一ぱいになると思ひますけれども、その他のときは非常にたくさんの遺族の方が出ておいてになりませうが、お仕事の都合とか、あるいは御親戚におとまりになるといふこともありませうから、そういうやうな方も全部ここへとまられるといふわけでもなからうと思つておられます。私の申し上げますのは、そういう一ぱいにならないときのことを心配して、あけておいたら赤字になると言われやしないかと思ひまして、そういう場合には別な使い方があつたやないかとい

○中野委員 ちよつとこの際委員長に伺いますが、この法律案はきょう中にあけなければいけない理由があるのですか。もし支障がなければ、さらに半日なり一日事業計画の内容について検討したいと思つておられます。聞くところによれば、きょう中にあけないと何かこれが廃案になつてしまふ、そういうことを聞いたのですが、そういうやうなことは常識をもつてはちよつと考へられないのです。必ずしもきょうこれを討論してあけなければならぬ理由はないように思ひますが、委員長はどうかどうに感じておられますか。

二十八人、二階が二十九室の百七十七人、三階が三十七室の百四十五人、これだけのものを考へておるわけでありませう。私中に入りませぬけれども、先般申しましたように、中の事情を知つておられる人の青写真を元にした資料でございます。それからどつちを主たる財源にするかとおつしやるわけでありませうが、貸ホールや、貸集会所の方はまるくそつちから残るわけでございます。そつちの方も相当大きな収入源になるのじやないかといふふう

○中野委員 ほんとうに御遺族の便に供するといふならば、安んじてあの人々がこれを利用して、そしてこの大きな国有財産を思う存分に有効に使つてもらいたいという念にほかならないのですから、遺族に貸すことには大賛成なんです。これは経営面においても非常に薄弱で、あなたの方に自身がない。ただ端的なるあなたのパーパー・プランにすぎないと思ひます。このままお貸しすれば、将来日本遺族会というやうなものが必ず何らかの形によつて全国民から批判をされるおそれがあるように思ひますので、このことは遺族会のとらざるところだと思つて、私も実は遺族の一人でありまして、八十四歳の老婆をかかえておられます。これは自分の大事な子供を失つておられますけれども、このやうな一々の設備ができると思つれば、私どものやうな貧乏人の家に来てとまるよりも、こういういいところにとまることのできれば、感激もするでありませう。いい気持ちにもなると思ひますので、これは非常に早い機会に通してあげたい気持はあるのでありますけれども、まだ事業計画において納得のできぬ面があるものであります。

○小島委員長 中野委員に御返事申し上げます。本日これをあげなければならぬという理由は毛頭ありません。また本日あげないがゆえに廃案になるといふことはだれかのデマにすぎないと思ひます。ただ委員長としては、本日質疑だけは終了したいと思つておられますけれども、どうしても質疑の都合があるとおつしやいますならば、必ずしも本日に限つたわけではございませぬ。

○中野委員 ほんとうに御遺族の便に供するといふならば、安んじてあの人々がこれを利用して、そしてこの大きな国有財産を思う存分に有効に使つてもらいたいという念にほかならないのですから、遺族に貸すことには大賛成なんです。これは経営面においても非常に薄弱で、あなたの方に自身がない。ただ端的なるあなたのパーパー・プランにすぎないと思ひます。このままお貸しすれば、将来日本遺族会というやうなものが必ず何らかの形によつて全国民から批判をされるおそれがあるように思ひますので、このことは遺族会のとらざるところだと思つて、私も実は遺族の一人でありまして、八十四歳の老婆をかかえておられます。これは自分の大事な子供を失つておられますけれども、このやうな一々の設備ができると思つれば、私どものやうな貧乏人の家に来てとまるよりも、こういういいところにとまることのできれば、感激もするでありませう。いい気持ちにもなると思ひますので、これは非常に早い機会に通してあげたい気持はあるのでありますけれども、まだ事業計画において納得のできぬ面があるものであります。

○中野委員 ほんとうに御遺族の便に供するといふならば、安んじてあの人々がこれを利用して、そしてこの大きな国有財産を思う存分に有効に使つてもらいたいという念にほかならないのですから、遺族に貸すことには大賛成なんです。これは経営面においても非常に薄弱で、あなたの方に自身がない。ただ端的なるあなたのパーパー・プランにすぎないと思ひます。このままお貸しすれば、将来日本遺族会というやうなものが必ず何らかの形によつて全国民から批判をされるおそれがあるように思ひますので、このことは遺族会のとらざるところだと思つて、私も実は遺族の一人でありまして、八十四歳の老婆をかかえておられます。これは自分の大事な子供を失つておられますけれども、このやうな一々の設備ができると思つれば、私どものやうな貧乏人の家に来てとまるよりも、こういういいところにとまることのできれば、感激もするでありませう。いい気持ちにもなると思ひますので、これは非常に早い機会に通してあげたい気持はあるのでありますけれども、まだ事業計画において納得のできぬ面があるものであります。

○中野委員 ほんとうに御遺族の便に供するといふならば、安んじてあの人々がこれを利用して、そしてこの大きな国有財産を思う存分に有効に使つてもらいたいという念にほかならないのですから、遺族に貸すことには大賛成なんです。これは経営面においても非常に薄弱で、あなたの方に自身がない。ただ端的なるあなたのパーパー・プランにすぎないと思ひます。このままお貸しすれば、将来日本遺族会というやうなものが必ず何らかの形によつて全国民から批判をされるおそれがあるように思ひますので、このことは遺族会のとらざるところだと思つて、私も実は遺族の一人でありまして、八十四歳の老婆をかかえておられます。これは自分の大事な子供を失つておられますけれども、このやうな一々の設備ができると思つれば、私どものやうな貧乏人の家に来てとまるよりも、こういういいところにとまることのできれば、感激もするでありませう。いい気持ちにもなると思ひますので、これは非常に早い機会に通してあげたい気持はあるのでありますけれども、まだ事業計画において納得のできぬ面があるものであります。

ども、このままではどうも納得ができ  
ませんので、でき得ますれば、さらに  
もう一日日にちをかしらしていただきま  
してこれを検討したい。これは委員諸  
君の御都合もありましよから、自分  
一人の都合だけは言えませぬけれど  
も、私としてはもう一日の日にちをか  
していただいで、次の厚生委員会にお  
いて討論決定をしていただきたいと思  
います。これは私一人の考えであり  
ますから、どうぞひとつ委員諸君の御  
意見を聞きくだいて、幸いに  
私の言うことを聞きくださいます。す  
らば、もう一日延期されんことを希望  
いたします。

○堤(ツ)委員 たいいま中野委員から  
御発言がございましたが、前回の委員  
会において私が政府に特に申し上げま  
したように、これは遺族に無償貸与と  
いうことはたれも異議がない。しかし  
他の国有財産との均衡という事で筋  
が通らなければいけない。従つて今日  
の政治の腐敗墮落のもとにも国有財産に  
原因があるものが半ばに達するものと  
思うのであります。あるいは大きな国  
有財産や国有物件をめぐつて東京のま  
ん中で何億何億の金をやみからやみ  
にもうけておるような例が監察委員会  
に今日あげられておる、決算委員会に  
あげられておる。そういう立場から考  
えまして、やはりこれは一応の筋が  
通らなければなりませんから、私はこ  
の法律を審議するにあつたつては、私  
がこの間御質問申し上げました通り、  
国有財産に対して政府の一貫した方針、  
広く国有財産と申ししてもなかく、  
困難ならば、少くとも社会福祉事業を  
やつておるとか、公共的な意義をも  
のであるとか、国がやるべき義務教育

を代行しておるような国有財産に対し  
ては、今後どうするか、また軍人会館  
の命令を受けたようなもの、解散団体  
は、今後どういふ方針で行くという一  
貫した政府の方針が前提となつて、や  
はり遺族への軍人会館扶下も、いか  
に遺族への無償貸与を願つても、それ  
は筋を通してわらわなくてはならない  
と思ひます。でありますから、これは  
少くとも大蔵当局、厚生大臣との話合  
いによつて、あるいは文部関係も必要  
でありますし、少くとも閣議にお  
いてきめられなければ、一社会局長が  
これをおきめになることはできないと  
思うのであります。でありますから局長  
は今日お帰りにになりましたらば、  
政府の最高方針をこの委員会において  
提示される機会をつくられて、わ  
れわれの法案審議に対する筋を通させ  
ていただきたい。これには委員長の御  
協力を願ひたいと私は存するのでござ  
います。

それから中野委員から御発言がござ  
いましたように、いただきます軍人  
会館を利用した場合の事業計画という  
ものを拜見いたしました。非常に  
不安であり、何だか五里霧中  
な案である。将来赤字が出て運営困難  
になつたときには、遺族から金をつ  
つたりして赤字を埋めるというよう  
なことでなく国が補償するといふよう  
な大前提を置くといふような御意見も  
あります。しかし何分にも地の  
利を得た東京のまん中でありま  
すから、むしろ経営の仕方によつては、あ  
りやうなりつばな建物でありま  
すから、赤字よりは、うんと利を生んで行  
くことは頭の働かしようでいくらでも

できると思ひますが、そうした場合に、  
われ／＼が願ひようには、遺児や戦争遺  
族が真に使われるようにしてもらいた  
い。小学校の生徒が遺族だと言つて来  
た、それとてめよかとかめまいかとい  
うときになりまして、こんな鼻たれ小  
僧は、いくら遺族でもこんなきれいな  
軍人会館にとめることはできないと言  
つて、特定の幹部が紹介したお客をで  
んとすわらせてしまつて、遺児を入れ  
てもらえないといふような場合も想  
像しなければならぬ。それから八百万  
遺家族といわれておりますが、この八  
百万遺家族が、せめて一度靖国神社に  
参りたいといふので御上京になる状態  
ですが、これは一年間を通じて拜見しま  
す。これは一年間を通じて相当な数  
であります。八百万遺家族のうち、半  
分が老齢や病人または旅費の関係など  
で上京できないとしても、四百万とふ  
んで、この四百万の四分の一の百万の  
一の百万が、一年に靖国神社を国の保  
護を得て参拜されると仮定しますとき  
に、これを月に直しますと八万五千  
に九万。この九万が風も吹かず雨も  
降らず、一年中旅行ができる考えてみ  
ます。そうすると三千人の遺族の方々  
がこの旧軍人会館に安くとめてもらつ  
て、そして国の費用でせめても靖国参  
拜ができるといふことを考へますと、  
五年に一べんの靖国参拜を期する遺家  
族がここにあつたとしまして、私は  
三千人といふ数はとうして吸収し切れ  
ないと思ひます。そういうことになつて参  
拜しますと、やはり優先順位といふもの  
がおのずからできまして、多分に願  
ひかすところの特定幹部や、それから  
特定の方法を用いて遺族と称してここ

にとまり込んで動かない者が出来た  
りしたときに、われ／＼が望むところ  
の遺族への恩典が行き渡らないわけ  
です。そういう問題を勘案したとき  
どうする。従つてこれは中野委員だけ  
でなしに、各院さうであるかと存じま  
すけれども、われ／＼にひとつ見せて  
いただいで、宿泊に使うとしてもこれ  
くらいのものであるか、たび／＼申す  
ようでありますけれども、木賃宿程度  
か大臣のホテル程度か、これも見なけ  
ればなりませんし申すから、政府は  
この法案をどうしても早く通さなけれ  
ばならない、そして今から計画しな  
ければならないといふならば、ひとつ  
連合軍といふか、極東軍の許可を得  
て、この法案を審議する国会の委員だ  
けでも中を視察をさせて、さうしてわ  
れわれの頭の整理のできるようにおと  
りからはらいになつて、正面から、これ  
の促進をはからなければ、何だか歴  
気楼のようなものを頭の中に描かせて  
おいて、ただこれを通せ／＼と言われ  
るので、疑義を持つてまじめな質問を  
する委員が出て来ると、これは遺族会  
に反対してこの法案の通過をじやます  
るものであつて、反遺族的行動をする  
ものであるといふデマを飛ばし、あげ  
くの果てには、きょう中に通らなけれ  
ば流れてしまふのだといふような圧力  
が外から国会議員にかかるといふこと  
は、私はどうもかまじに落ちぬことと思  
ひます。どうかまじめに法案が審議で  
きるような順序を立てて政府は法案を  
出されたい、と思ひます。ございまし  
て、事業計画並びにいろ／＼な参考資  
料をまとめてみましたところで、なお  
かつ私たちが頭がまともになりま  
せんか、ひとつ政府におかれましてはそ

点をよく御相談の上、筋の通るやうに  
持つて行つていただきたいといふこと  
を申し上げておきます。

○安田政府委員 国有財産の扶下げだ  
とか貸付の方針といふことでございま  
したので、私が御答申申し上げて  
は十分じやないかと思ひます。けれど  
も、国有財産法といふものがございま  
すし、また国有財産の特別措置法とい  
ふものがございまして、それに方針が  
きまつておるわけであります。もちろ  
んこれは国会の御意思によつてきまつ  
たわけでございます。そこでこの法  
案はさういふような国有財産法及びそ  
の特別法である特別措置法のまた特別  
なものだ、遺族といふものは特別な  
のだといふことで、閣議でさういふ方  
針をきめまして、大蔵大臣も厚生大臣  
もさういふものだといふことでこの法  
案を出したわけでございます。私  
その点につきましては一応さういふこ  
とを申し上げて間違ひないのではない  
かと考へております。

それから二番目のどういふふうな施  
設になつておるか、中を一べん見ない  
とわからないといふお話、これもごも  
つともございませぬけれども、現在こ  
れはおそらくいへんせいいたくなもの  
になつておるだらうと思ひます。これ  
は無償貸与になりましたらば改造をし  
いたさなければならぬ、その改造をし  
たときはさういふふうになるというこ  
とを申し上げておるのであります。さ  
ら、今極東軍が使つておるような実情  
もございまして、できればひとつ先  
般申しましたやうに、中のものその他  
につきましては御了承を得たいと考へ  
ております。

○堤(ツ)委員 さうするとこの改造費

というようなものの中に見積つてあるのをごさいますか。それは了承いたすいたしました。あなたは私の質問の解釈を間違つていらつしやいます。先般の国有財産については範囲が広いから何だけれども、占領中に解散団体に指定されたもので国有財産となつておるものについての方針という意味でありますから、お間違ひのないように……。

○小島委員長 では本案に関する質疑は次会に続行することといたします。本日はこれにて散会いたします。次会は明日午前十時より開会いたします。

午後四時二十七分散会

昭和二十八年七月二十九日印刷

昭和二十八年七月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局